小山市空家等解体費補助金申請等の流れ

1	**相談**	はじめに、小山市建築指導課空き家対策係(以下、空き家対策係)にご相談ください。事前に空家等の外観目視確認をさせていただきます。
2	**空家等調査**	空家等の状態を詳細に調査させていただきます。所有者(申請者等)に調査のお立ち合いをお願いいたします。
3	**判定(認定)**	特定空家等または準特定空家等に該当するかを判定(認定)し、通知にてご連絡いたします。
4	**申請**	認定後より「小山市空家等解体費補助金(以下、補助金)交付申請書」(様式第1号)をお預かりすることができます。申請書に必要な添付書類(※1)を添えて、空き家対策係までご提出ください。
5	**決定通知の送付**	申請書類一式を審査後、「補助金交付決定通知」(様式第2号)をお送りいたします(不交付の場合は「補助金不交付決定通知」(様式第3号))。「補助金交付決定通知」がお手元に届きましたら解体工事に着工していただけます。 ※ **決定前に解体工事に着手した場合、補助対象外となりますのでご注意ください。**
6	**解体工事完了**	解体工事完了後は速やかに、「補助金実績報告書」(様式第7号)に必要な添付書類(※2)を添えて、空き家対策係にご提出ください。 ※ **添付書類として補助対象工事に係る「請求書及び明細書並びに領収書の写し」及び「契約書の写し」の必要となりますので予め解体工事事業者とご確認ください。**
7	**審査・交付額確定**	実績報告書の審査と現地確認後に、「補助金交付額確定通知書」(様式第8号)をお送りいたします。
8	**請求**	「補助金交付請求書」(様式第9号)を空き家対策係にご提出ください。 ※ **申請年度内(3月末まで)に市から補助金のお振込みが完了するようスケジュール調整をお願いします。そのため、申請年度の2月末を目安に補助金交付請求書をご提出ください。**
9	**交付**	請求書の提出から約１か月程度で指定の口座にお振込みとなります。

※1【交付申請書添付書類一覧】

① 申請者の氏名、住所及び生年月日を確認できる書類の写し
② 位置図及び補助対象工事着手前の写真
③ 公図の写し
④ 建物の登記事項証明書の写し（未登記建物は所有者及び建築年月日の分かるもの）
⑤ 補助対象工事に係る見積書及び明細書の写し
⑥ 申請者と建物所有者との関係が確認できる書類
（申請者が補助対象空家等の所有者の相続人である場合に限る）
⑦ 同意書（所有者又は相続人が複数人の場合に限る）
⑧ 土地の登記事項証明書及び市等が解体工事後の敷地の寄附を受け入れることを確認できる書類の写し（解体工事後の敷地を寄附する場合に限る）
⑨ その他、必要と認める資料

※2【実績報告書添付書類一覧】

① 補助対象工事に係る請求書及び明細書並びに領収書の写し
② 補助対象工事完了後の写真
③ 補助対象工事に係る契約書の写し
④ その他、必要と認める書類